

「山口県消費者基本計画」の第3次改定について

平成30年2月5日 県民生活課

1 改定趣旨

現行の第2次「山口県消費者基本計画」(H25～H29)を見直し、第3次基本計画を策定

2 計画の位置付け

- 県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針
- 消費生活条例に基づく「消費者基本計画」と消費者教育推進法に基づく「消費者教育推進計画」とを一体のものとして策定

3 改定のポイント

(1) 社会経済情勢の変化や国の制度改正等に対応

- 少子高齢化の急速な進行・高齢独居化、インターネット関連のトラブル増加
- 消費者の多様な消費行動・意識の変化
- 改正消費者安全法の施行、改正特商法の施行等
 - ・消費者安全確保地域協議会の設置促進
 - ・相談員の国家資格認定制度創設
 - ・法執行の強化等による悪質事業者への対応 等
- 国の消費者教育推進基本方針の改正
- 民法改正による成年年齢引下げ等に向けた動き

(2) 消費者教育の拡大と充実

- 消費者教育の推進
 - ・学校における消費者教育の支援の強化等
 - ・消費者教育の推進に係る体制強化 等

(3) 県・市町消費生活センターの在り方と役割を踏まえ策定

- 県消費生活センターの専門的・広域的事案への対応
 - ・県の指定相談員やIT等専門分野の相談員による市町への支援
 - ・市町・関係機関からの情報収集体制の強化 等

(4) 数値目標の設定

4 策定スケジュール(予定)

- H30年2月 消費生活審議会① 〈骨子案審議〉
- 6月 消費生活審議会② 〈素案審議〉
- 7月 議会環境福祉委員会へ改定計画素案を報告、パブコメ実施
- 8月 消費生活審議会③ 〈最終案審議〉
- 9～10月 議会環境福祉委員会へ改定計画最終案を報告
改定計画の策定、公表(⇒平成30年4月へ遡及)